

【質問と回答】

質　問	回　答
支援金の趣旨は	燃料価格高騰等に伴う経営環境の変化による影響を緩和し、県民の日常生活および社会生活を支える地域公共交通の維持・充実を図るため、地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内で支援するものです。
支援対象事業者について	1. 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者） 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者） 3. 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者） を支援対象とし、その事業の用に供する車両の台数に応じた支援を行います。詳しくは、HP や要綱をご確認下さい。
支援対象車両について	「奈良」または「飛鳥」ナンバーの車両が支援対象となります。※基幹公共交通ネットワーク計画の対象系統を運行している車両はこの限りではない。
必要書類はどのようなものか	以下の通りです。記入例等は HP をご確認下さい。 (1) 奈良県地域公共交通事業者燃料価格高騰対策等支援金交付申請書（第1号様式） (2) 対象車両一覧表（第1号様式 別紙1） (3) 誓約・同意書（第1号様式 別紙2） (4) 対象車両全ての自動車検査証記録事項の写し (5) 代替車両リスト（該当がある場合） (6) リースアップ買取車両リスト（該当がある場合） (7) アンケート (8) 請求書（第2号様式） (9) 口座振替申出書兼相手方登録依頼書 (10) 振込口座等が分かる通帳等の写し (11) 申請者の身分証明書 } ※ ※ (9)～(11)については、初めて支援金の申請をされる方、あるいは前回から口座を変更された方のみ提出が必要です。
申請書類等の印刷サイズの指定はあるか	原則 A4 でクリップ止めとし、ホッチキスは不可となります。それにより難い場合は当課（リニア・地域交通課）までご相談下さい。
営業所毎に申請可能か	事業者単位のため、営業所ごとの申請はできません。申請は、1事業者 1回とします。

通帳等の写しの「等」は何か 当座口座やネット銀行で通帳が無い場合は、何を提出すれば良いか	紙媒体の通帳が無い場合は、申請者が発行する請求書や電子通帳画面のコピーなど、「銀行名・支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が確認できるものを提出下さい。なお、画像が不鮮明な場合や上記情報が確認できないと、支援金の交付が出来ない場合がありますので、ご注意下さい。
身分証明書とは何か	申請者本人の運転免許証・マイナンバーカード等の写しを提出下さい。運転免許証の場合は、新住所有無の確認のため裏表両面ともに必要となります。
車検証の有効期間について	運行の実態に応じた支援を行う観点から、以下の2点を満たすものを対象とします。 ①「登録年月日／交付年月日」が令和6年3月31日以前であること。 ②「有効期間が満了する日」が申請日以降であること。
令和6年4月1日以降に車両を代替した場合は対象となるのか。	令和6年3月31日以前から継続して使用していた車両を、令和6年4月1日以降に廃車し、その代替車両として取得した車両は交付対象となりますので、代替車両リストを必ず提出してください。
県内に営業所があり、他府県ナンバーの登録車両を所有している場合は対象となるか	原則支援対象外とします。
事務所や自宅は営業所に該当するか	直近の一般旅客自動車運送事業における運輸局への申請もしくは届出時に、当該場所を営業所として申請もしくは届出している場合は該当します。
要綱に記載のある「福祉輸送事業の用に供されている車両」とはなにか	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可を受けている事業者の車両を指します。
休車とは何を指すか	一時抹消登録を行った車両や車検切れの車両等のことを指します。 なお、休車中の車両は支援対象外としていますが、令和6年3月31日以前に休車を解除し、申請時において稼働している車両は支援対象とします。
リース等により使用している車両は、支援対象となるか。	事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、支援対象となります。 ※車両の所有車と使用者からの重複申請は認められません。 また、交付基準日以降にリースアップ（リース契約期間が満了）した車両を購入し、名義変更をおこなったものについては支援対象とします。（ただし、交付基準日以前から申請日時点まで継続して使用している車両に限る。）
一般乗合旅客自動車運送事業の乗車定員について	乗車定員が11人以上の車両を支援対象とします。乗車定員が10人以下の車両は支援対象外とします。